

報告第 2 号

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書について

宇都宮市，上三川町，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会規約に規定する構成市町の長が協議して定める事項，その他必要な事項について，別紙のとおり協議書を締結したので報告する。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書

宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する構成市町の長が協議して定める事項、その他必要な事項について、次のとおり協議する。

1 協議して定める事項

(1) 会長について

規約第6条第1項に規定する構成市町の長が協議して選任する会長は、次の者をもって充てる。

会 長 宇 都 宮 市 長 福 田 富 一

(2) 委員について

規約第7条第1項第5号に規定する構成市町の長が協議して選任する委員は、次の者をもって充てる。

委 員 伊 澤 茂 (宇都宮農業協同組合代表理事組合長)
委 員 中 村 祐 司 (宇都宮大学国際学部教授)
委 員 沼 田 良 (作新学院大学地域発展学部教授)
委 員 田 村 澄 夫 (栃木県地方課長)

(3) 事務局職員について

規約第13条第2項に規定する構成市町の長が協議して定める事務局職員は、次の者をもって充てる。

職 名	氏 名	市 町 名
事務局長	栗田幹晴	宇都宮市
事務局次長	大林厚雄	宇都宮市
事務局職員	上野哲男	宇都宮市
事務局職員	千賀貴司	宇都宮市
事務局職員	岸 豊	上三川町
事務局職員	阿久津 清	河内町
事務局職員	渡辺孝夫	上河内町
事務局職員	山中義一	宇都宮市
事務局職員	室井君夫	宇都宮市
事務局職員	有馬知英	宇都宮市
事務局職員	吉岡真人	宇都宮市
事務局職員	新村俊夫	宇都宮市

(4) 経費の負担について

規約第14条第2項に規定する構成市町の長が協議して定める負担割合は、次のとおりとする。

年 度	均 等 割	人 口 割
平成15年度	4 割	6 割
平成16年度	1市町500万円	均等割分を除く全額

2 会長職務代理について

規約第6条第4項で規定する会長職務代理は、次の者をもって充てる。

副会長 上三川町長 猪瀬成男

3 任意合併協議会での合意事項について

任意合併協議会で協議し、合意に至った事項については、その内容を最大限尊重し今後の協議に臨むものとする。

4 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別の変更協議書を作成し、構成市町の長が取り交わすものとする。

5 その他定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成市町の長が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書を4通作成し、構成市町の長が記名押印し、それぞれが1通を保有する。

平成16年1月29日

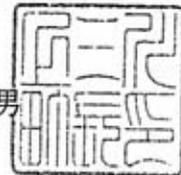
字都宮市長

福田 富



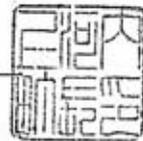
上三川町長

猪瀬 成男



上河内町長

手塚 順



河内町長

玉生 勝 絳

